

野沢温泉村 暮らしの便利帳



	防災・救急	4
	届出・証明	7
	税金	10
	保険・年金	11
	福祉・健康	14
	子育て・教育	17
	生活・環境	20
	相談・自治会	24

NOZAWAONSENMURA LIFE GUIDE BOOK 2024



野沢温泉村
株式会社
サイネックス

暮らしの便利帳
「電子書籍」

この冊子がパソコン
やスマホでもご
覧いただけます。



**野沢温泉村のインフラ整備、
維持管理等を支え、
「地域の守り手」として
災害から野沢温泉を守っています**

**大湯もスパリーナも道の駅も
長坂サービスステーションも
融雪道路工事も除雪も災害復旧工事も
私たちの仕事です**

**創業76年、創立50年
これまでも、これからも
野沢温泉村の皆様と一緒に**

総合建設業・宅建業



株式会社 **野沢総合**

【野沢温泉】野沢温泉村大字豊郷4439-2

TEL 0269-85-2014 FAX 0269-85-3768

【飯山】飯山市大字木島930-1

TEL 0269-63-1430 FAX 0269-62-5420



ごあいさつ

村民の皆様におかれましては、日頃より村政の推進に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

このたび「野沢温泉村暮らしの便利帳2024」を発行いたしました。この冊子は、役場における各種手続きなどを1冊にまとめて掲載しておりますので、皆様にご活用いただければ幸いです。

暮らしの便利帳は、株式会社サイネックスと野沢温泉村が官民協働事業により発行し、発行費はすべて広告費により賄われております。広告掲載にご協力いただきました多くの事業者・団体の皆様方に、心より感謝申し上げます。

野沢温泉村長
富井 俊雄



INDEX

● ごあいさつ	1
● INDEX	2
● 野沢温泉村プロフィール	3



防災・救急

4

● 避難所・避難場所・緊急連絡先・避難情報	4
● 火事・救急・休日医療	6



届出・証明

7

● 届出	7
● 印鑑登録	8
● マイナンバーカード交付申請	8
● 各種証明書発行(手数料)	9



税金

10

● 税金の種類・納期について	10
----------------	----



保険・年金

11

● 国民健康保険(国保)	11
● 後期高齢者医療制度	12
● 国民年金	13



福祉・健康

14

● 介護保険制度	14
● 要介護認定までの流れ	15
● 障がい者福祉	16
● 住民健診	16



子育て・教育

17

● 子育て支援	17
● 子どもの予防接種	18
● 村内の教育施設	19



生活・環境

20

● ごみの分け方・出し方	20
● 上水道	22
● 下水道	23



相談・自治会

24

● 各種相談	24
● あなたも自治会へ	24

広告



撮影 R5.11

地域の安全と発展を目指して

有限会社 篠田組

代表取締役 篠田 秀人

頂きましたお仕事は真心こめて仕上げます!

一般建設業 許可番号 長野県知事許可(特定)第12713号

産業廃棄物収集運搬業 許可番号 2007082390

事業内容: 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 舗装工事業 解体工事業

下高井郡野沢温泉村大字平林1317-4 ☎ 0269-85-4025



新築/リノベ/店舗・別荘・住宅設計 お気軽にご相談ください! 土地相談・資金計画・プラン入れ随時受付中です

松村デザイン建築事務所

MATSUMURA DESIGN STUDIO

地域密着型施工店: (有) 松村建築

〒389-2503

長野県下高井郡野沢温泉村大字前坂 8466

TEL 0269-85-2493

MAIL info@mkd-house.com

施工事例・見学会情報↓



野沢温泉村プロフィール



村民憲章

私たちは、厳しい自然環境の中で、先人の創意によってそだてられた郷土をこよなく愛する野沢温泉村の村民です。

民意を結集し連帯感に充ちた理想郷をつくるため、この憲章を定め生活の指標とします。

- 一、自然の恵みに感謝し環境を整え美しい村をつくりましょう
- 一、産業を勧め みのりある豊かな村をつくりましょう
- 一、きまりを守り あたたかく交わる明るい村をつくりましょう
- 一、健康で働きスポーツを愛好する村をつくりましょう
- 一、教養を高め創意を生かし 英知をあつめて限りない未来をつくりましょう

村章



野沢温泉村の「の」の字を図案化したもので、円形は団結平和を、中央の鋭角は発展に飛躍を表し、未来にはばたく野沢温泉村を象徴しています。
(昭和39年5月29日制定)

村木 ぶな



野沢温泉村では4月の終わり頃になると、「ぶな」が灰色の幹と対照的なライトグリーンの芽吹きを見せ、春の訪れを告げます。
(平成8年、40周年記念事業の一環として村木に制定)

村花 野沢菜の花



野沢温泉村を代表する特産物「野沢菜」の種子は雪解けとともに成長し、5月には黄色の織物をふっくらと着せたような菜の花畑になります。
(昭和51年、20周年記念事業の一環として村花に制定)

広 告

エアコン工事 太陽光発電など



光と熱・力と音

高津電気工事株式会社

<本 社> 飯山市南町5-19

TEL.0269-62-3521 FAX.0269-62-3522

<野沢支店工事部>

野沢温泉村大字豊郷横落4341-1

TEL.0269-85-3338

住まいのお悩み、ご予算に応じて解決します



別荘
空家管理

リフォーム全般承ります

ウッドデッキ

ドッグラン・人工芝

網戸・雨どい修理

草刈り・片付け



工房 寛文玄

こうぼう かんぶんげん

0269-27-1234

中野市草間2061-3

高い技術力と経験でハチの巣を完全に駆除します



ハチの巣駆除・予防



安心の地元業者

どんな場所も駆除

見積り・調査無料

再発防止保証

ハチコロ

050-37000-856

合同会社 寛文玄 / 中野市草間2061-3



防災・救急

避難所・避難場所・緊急連絡先・避難情報

☎ 総務課庶務係 ☎85-3111

🔴 村がお知らせする避難情報

村は、村民の皆さんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、屋外同報スピーカー及び音声告知設備により村民の皆さんにお知らせします。

警戒レベル	村の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
1	職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)
2	第1次防災体制 (連絡要員を配置) 第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等で付近の災害リスクを再確認。災害情報把握手段の再確認。	大雨注意報、洪水注意報、 高潮注意報、氾濫注意情報
3	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、予定をあらためたり、自主的に避難準備や移動を開始しましょう。	大雨警報、洪水警報、 氾濫警戒情報
4	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 過去の大災害に匹敵する状況です。この段階までに避難を完了しましょう。 暴風が予想されるときは吹き始める前に避難を！	土砂災害警戒情報、高潮警報、 高潮特別警報、氾濫危険情報
警戒レベル4までに必ず避難！			
5 危険大	緊急安全確保 ※必ず発令するとは限りません。	命の危険 直ちに安全確保！ 既に安全な避難が困難で、生命の危険！ 今いる所よりも安全な場所へ直ちに移動等を！	大雨特別警報、氾濫発生情報

村からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら避難勧告などがなくても早めの避難行動をとりましょう。

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、村より各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話(一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分 ● 水(目安3ℓ/日1人) ● 救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯 ● オムツなどの生活用品 ● 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー



野沢温泉村ハザードマップ(村HP)



野沢温泉村
フォトギャラリー



① 一次避難施設(災害の際、まず避難する場所)

番号	名称	所在地
1	前坂集会所	大字豊郷4717-1
2	中尾集会所	大字豊郷6573-2
3	南原総合グラウンド	大字豊郷字南原
4	中尾駐車場	大字豊郷5050-2
5	新田集会所	大字豊郷6762-1
6	秋葉集会所	大字豊郷7748-1
7	松葉大湯集会所(林業センター)	大字豊郷9332
8	麻釜集会所	大字豊郷8750-7
9	寺湯集会所	大字豊郷8935-1
10	横落集会所(婦人の家)	大字豊郷9198-口
11	村民憩いの広場(役場前)	大字豊郷9817
12	野沢温泉小学校校庭	大字豊郷4313

番号	名称	所在地
13	重地原集会所	大字豊郷3143-6
14	坪山集会所	大字坪山306
15	平林集会所	大字平林797
16	平林区民広場	大字平林232-2
17	矢垂集会所	大字虫生41-1
18	虫生集会所	大字虫生1091
19	道の駅野沢温泉	大字虫生2375
20	七ヶ巻集会所	大字七ヶ巻389-1
21	東大滝集会所	大字東大滝297
22	明石集会所	大字東大滝834
23	明石地区駐車場	大字東大滝



防災・救急

② 二次避難施設(災害の状況に応じて避難する施設。村で必要に応じて指示する)

番号	名称	所在地	電話番号
24	野沢温泉村役場庁舎	大字豊郷9817	85-3111
25	野沢温泉村保健センター	大字豊郷9817	85-3201
26	野沢温泉村体育館	大字豊郷9167	85-2618
27	野沢温泉村公民館	大字豊郷9167	85-2618
28	野沢温泉小学校体育館	大字豊郷4313	85-2142
29	野沢温泉中学校体育館	大字豊郷10144	85-2141
30	のざわこども園	大字豊郷9846-5	85-2505
31	老人福祉センター	大字豊郷9100-2	85-4348
32	市川交流センター体育館	大字虫生336-2	85-2760
33	道の駅野沢温泉	大字虫生2375	67-0767



野沢温泉村
フォトギャラリー



通報はあわてず、正確に！！

火事 のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、〇〇村
〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号
室ということも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの
(建物、バス停など)を伝えてください。

火事や救急のときは119番



救急 のとき

交通事故
(急病)です！

場所(住所)は、
〇〇村〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合：事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合：患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



こんなときは届出を！

問 岳北消防野沢分署 ☎85-4119

次の行為をする場合は、岳北消防野沢分署へ

- 火災とまぎらわしい煙や、火災を発生するおそれのある行為(例：広範囲な野焼き、道祖神など)
- 少量危険物(例：灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満)の貯蔵や取扱いをするとき
- プロパンガス(300kg以上)と圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取扱いをするとき

夜間・休日当番医のご案内

問 民生課保健衛生係 ☎85-3201

夜間・休日当番医は、日・祝日などに急を要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。夜間・休日に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

夜間・休日当番医は以下の方法でお知らせしています。

- 毎月発行する広報紙
- ホームページ
- 当日の各新聞紙



野沢温泉村
フォトギャラリー





届出・証明

届出

☎ 民生課住民係 ☎85-3112

戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地

- 出生証明書
- 母子健康手帳
- 届出人の本人確認書類
- 通帳
- 父母の健康保険証



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、
本籍地

- 婚姻届書
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、
本籍地

- 離婚届書
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地

- 死亡診断書または死体検案書
- 火葬料



住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 村役場、各支所

- 転出証明書
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書+パスポート
- マイナンバーカード(個人番号カード)

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 村役場、各支所

- 届出人の本人確認ができる書類
- その他保険証など
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書+パスポート



転居届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 村役場、各支所

- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- その他保険証など

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 村役場、各支所

- 届出人の本人確認ができる書類
- その他保険証など
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書+パスポート



野沢温泉村フォトギャラリー



広告

創業百年 伝統の味

湯の里、この味

フキヤの温泉まんぢう

フキヤ商店
野沢温泉村豊郷9350

お問い合わせ
TEL0269-85-2110

QRコード

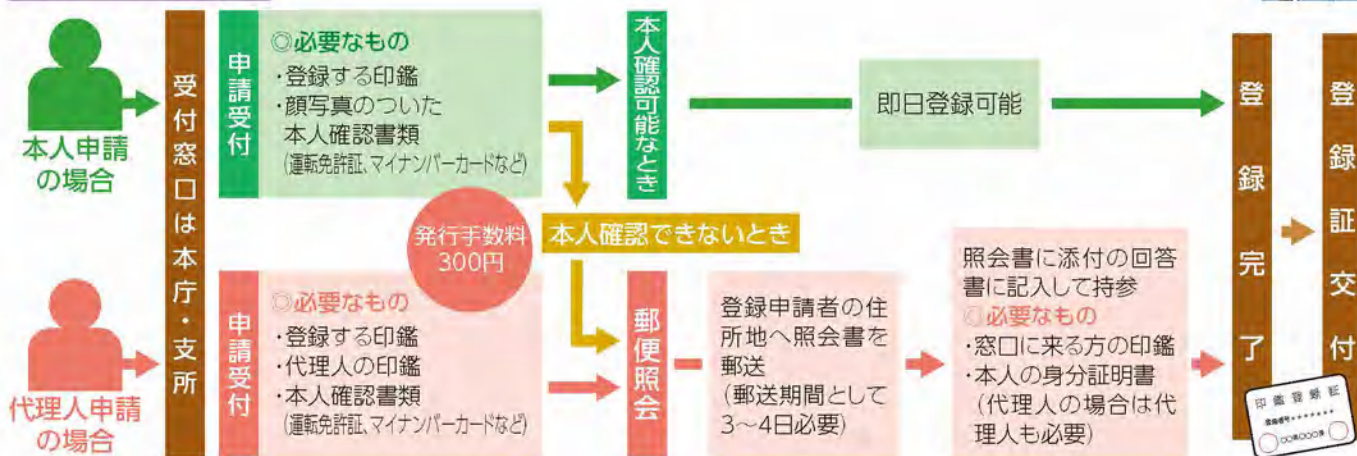


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

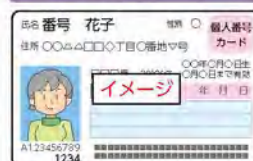
マイナンバーカード交付申請

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178

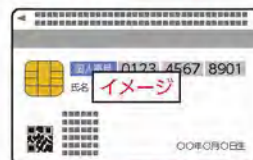
マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請には様々な方法があります。

申請方法	
郵送による申請	①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入 ②送付用封筒に入れて郵便ポストに投函
パソコンによる申請	①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存 ②交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信
スマートフォンによる申請	①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影 ②交付申請書のQRコードを利用して交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信
まちなかの証明写真機からの申請	①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選び、料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーでスキャン ②案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信

個人番号カード



イメージ(表)



イメージ(裏)



野沢温泉村
フォトギャラリー



各種証明書発行(手数料)

④ 交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付き)	分類2	分類3
証明書類の名称	●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●マイナンバーカード(個人番号カード)など	●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし)	●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認
住民票関係	分類1、分類2、分類3の中から1点。		

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

④ 戸籍・住民票関係の発行

☎ 民生課住民係 ☎85-3112

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 300円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改製原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。

④ 税関係の証明書の発行

☎ 総務課税務係 ☎85-3111

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書	1通 300円 所得金額の証明
	所得課税証明書	1通 300円 所得金額、所得控除及び税額の証明
	非課税証明書	1通 300円 課税されていない証明
	所在地証明書	1通 300円 法人事業所の所在地の証明
固定資産税	評価証明書	1通 300円 資産の評価額の証明
	公課証明書	1通 300円 課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳	1通 300円 納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1通 1,200円 登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	1件 300円 納められた税額の証明
	軽自動車税継続検査用	無料 軽自動車税の滞納がないことの証明

●本人の場合
 ・本人確認書類
 ●代理人の場合
 ・委任状
 ・代理人の本人確認書類



税金

住みよい環境のもとで生活するために、村税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく村税は、福祉、教育、土木など村のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

☎ 総務課税務係 ☎ 85-3111

税金の種類		納税義務者	納期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村民税	村が行政サービスを提供するために必要な費用を、村民の皆さんに負担していただく税金です	1月1日現在、村内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期			4期		
			給与からの特別徴収：毎月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です	1月1日現在、村内に土地、家屋または償却資産を所有する方	1期			2期				3期			4期	
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対してかかる税です	4月1日現在、原動機付き自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する方		全期										
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
村たばこ税	たばこの消費に対してかかります	製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など	毎月											

☎ 国税・県税についてのお問合せは

項目	問合せ先	
県税について（法人県民税、不動産取得税、自動車税など）	総合県税事務所	☎026-234-9565
国税について（所得税、相続税、贈与税など）	信濃中野税務署	☎0269-22-3151

☎ 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて・・・P9



野沢温泉村
フォトギャラリー





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

📍 こんなときは届出を

📍 民生課住民係 ☎85-3112

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、民生課住民係へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	● 転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	● 職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	● 国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 加入した健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 保護開始決定通知書
	死亡したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	● 国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	● 国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	● 本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 在学証明書など

※届出の際は、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード)をお持ちください。

📍 国民健康保険税

📍 総務課税務係 ☎85-3111

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の4つを計算して税額が決まります。

所得割	資産割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の固定資産税に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



野沢温泉村 フォトギャラリー

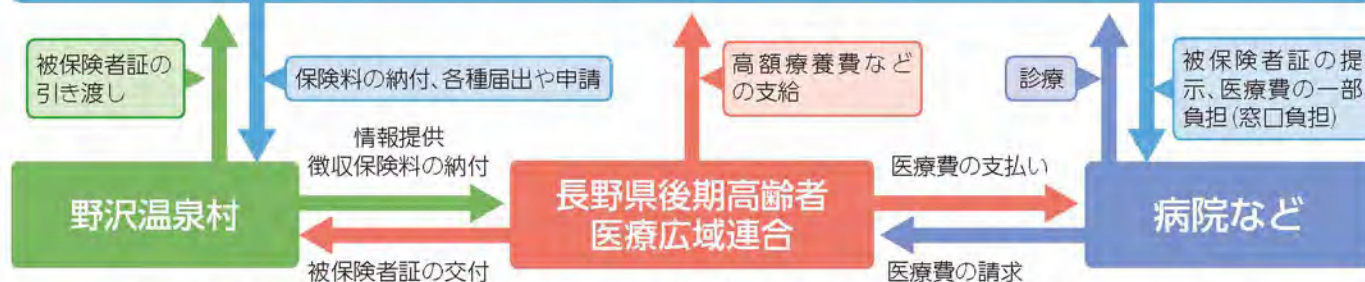


④ 制度の仕組み

被保険者（長野県内に居住の方）



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、長野県内の全ての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、窓口交付又は郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新（定期更新）
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日までに窓口にて交付を受けてください。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力（所得）に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までの1年間	年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。 ※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------	--



野沢温泉村
フォトギャラリー



国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している方

- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)



第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。



保
険
・
年
金

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

「こんなとき」具体例			必要なもの	期 間
本庁・支所が受付窓口です	加入しているとき	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	● 扶養抹消年月日がわかる書類など	14日以内
		会社など退職したとき	● 退職日のわかる書類など	
	年金を受けているとき	年金を受けようとするとき	● 年金手帳 ● マイナナンバーカード ● 戸籍謄本など	受 給 対 象 に な っ た と き
		引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている方は不要)	● 受給者現況届	誕生月または指定された日
		年金を受けていた方が死亡したとき	● 国民年金証書 ● 戸籍謄本など	14日以内
		住所・氏名の変更	● 国民年金証書	

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。



介護保険制度

☎ 民生課福祉係 ☎85-3112

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者
**40歳以上
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



野沢温泉村
フォトギャラリー



サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



福祉係に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス
(予防給付)

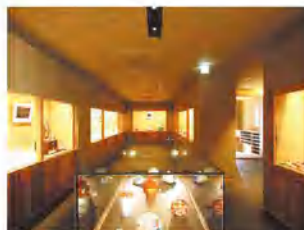
地域包括支援センターに依頼

介護予防・日常生活支援総合事業
(地域支援事業)

地域包括支援センターに相談



野沢温泉村
フォトギャラリー



障がいのある方の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの方が対象のサービスです。手帳の取得については、福祉係へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて1種と2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA1、A2、B1、B2があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

住民健診

問 民生課保健衛生係 ☎85-3201

野沢温泉村の住民健診は、集団健診で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

集団
健診

毎年5月～7月ごろに、保健センターにて実施します。

健診項目	対象者	検査内容	集団健診
特定健診	40歳～74歳の国保加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・腎機能・血糖）・尿検査、診察、心電図検査	○
肝炎ウイルス検査	40歳以上でいままで検査を受けたことがない方	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）	○
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査	○
胃がん検診	40歳以上の方（79歳まで）	胃部X線撮影（バリウム）	○
肺がん検診	40歳以上の方	らせんCT	○
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査（PSA）	○
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	視診・子宮頸部細胞診	○
乳がん検診	30歳以上の女性	乳房X線撮影（マンモグラフィー）、超音波検査	○

広 告

創業 明和4年

医療法人 桐の会 野沢医院

NOZAWA Clinic Established 1767

当院では、幅広い年齢の方々の健康を守るお手伝いをするを目的に、健康寿命を伸ばすことを目標として、整形外科医、内科医が診療にあたっています。

小さな怪我や病気から、脱臼骨折などの大きな外傷、慢性疾患、スポーツ外傷に至るまで対応しています。

また、可能な限り救急対応もしております。



従来よりの温泉入浴施設に加えて、新型の低周波治療器、牽引器、高精度の骨密度測定器などを導入しております。

〒389-2502 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9323

TEL 0269-85-2010





子育て・教育

子育て支援

問 民生課 ☎85-3112

➡ 手当・助成など

母子健康手帳の交付

妊娠したと思ったらできるだけ早く医療機関を受診しましょう。

医師もしくは助産師の診察により妊娠がわかったら保健センターに届出し、母子健康手帳をもらいましょう。

交付場所	野沢温泉村役場 民生課(保健センター) 野沢温泉村大字豊郷9817番地 ☎85-3201
交付時間	月曜日～金曜日(年末年始・祝日は除く) 8:30～17:15
必要なもの	医療機関が発行した「妊娠届出書」、もしくは 予定日がわかるもの

妊婦・乳児健康診査

妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、乳児(3か月～11か月)の間に医療機関で、最大2回健康診査が受診できます。

受診には

- 妊婦一般健康診査受診券または乳児一般健康診査受診票を切りとり、必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科・小児科医療機関で利用できます。医療機関の受付におたずねください。
- 県外の医療機関で受診を希望する方は、申請が必要です。受診後3か月以内に申請してください。

子ども医療費助成制度

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方は、保険適用分の医療費が助成されます。

助成内容

申請書を提出し承認されると、子ども医療費受給者証が交付されます。この受給者証の提示により長野県内での受診については500円の窓口支払いとなります。長野県外で受診した場合は領収書があれば保険適用分を民生課福祉係で申請し、後日返還されます。返還申請期限は受診後、12か月以内です。

必要な書類

- 健康保険証(対象となる子ども)
- 保護者名義の通帳

出産育児一時金

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として48万8千円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス1万2千円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。



子育て・教育

広 告



農産物直売 とみき漬物
野沢温泉村大字豊郷4608-1 TEL:0269-85-3116



丸見屋商店

文房具

事務機器

おもちゃ

雑貨



野沢温泉村大字豊郷9571 営業時間 8:30～21:00 / 不定休
【お問い合わせ】
TEL:0269-85-2129 FAX:0269-85-3802



子どもの予防接種

問 民生課保健衛生係 ☎85-3201

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

予防接種の種類	接種回数	標準的な接種期間	対象年齢 (法律で定められている期間)	接種間隔
ヒブワクチン (Hib)	4 初回 3回 追加 1回	生後2か月～7か月の前日 初回終了後7か月～13か月の 間隔をおいて	生後2か月～5歳の 誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて (1歳の誕生日前日までに) 初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて
小児用肺炎球菌 ワクチン	4 初回 3回 追加 1回	生後2か月～7か月の前日 生後12か月～15か月の前日	生後2か月～5歳の 誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて (2歳の誕生日前日までに) 生後12か月以降に、初回接種終了後60日 以上の間隔をおいて
B型肝炎	3 1回目 2回目 3回目	生後2か月～9か月の前日	1歳の誕生日の前日 まで	1回目の接種から27日以上の間隔をおいて 1回目の接種から139日以上の間隔をおいて
ロタ	3 ア) ロタ リックス 2回 イ) ロタ テック 3回	生後2か月に至った日から出 生14週6日後までの間	ア) 出生6週0日後から 24週0日後までの間 にある者 イ) 出生6週0日後から 32週0日後までの間 にある者	1回目の接種から27日以上の間隔をおいて
BCG(結核)	1 1回	生後5か月～8か月の前日	1歳の誕生日の前日 まで	
5種混合 (ジフテリア・百日 せき・破傷風・ポリ オ・ヒブ)	4 1期 3回 追加 1回	生後2か月～7か月未満 初回終了後6か月～13か月の 間隔を置いて	生後2か月～60か月の 前日まで	20日以上の間隔を置いて 初回接種終了後6か月以上の間隔を置いて
4種混合(ジフテ リア・百日せき・破 傷風・ポリオ)	4 1期 3回 追加 1回	生後2か月～12か月の前日 初回終了後12～18か月の 間隔をおいて	生後2か月～90か月の 前日まで	20日以上の間隔をおいて 初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
2種混合(ジフテ リア・破傷風)	1 1回	11歳から12歳に達するまで	11歳～13歳の誕生日の 前日まで	
麻しん風しん 混合	2 1期 1回 2期 1回	生後12か月から生後24か 月に至るまでの間にある者 5歳以上7歳未満で、かつ 小学校就学前の1年間	左記に同じ	
水痘	2 1回目 2回目	生後12か月～15か月の前日 1回目終了後6か月～12か月の 間隔をおいて	生後12か月～36か月の 前日まで	3か月以上の間隔をおいて
日本脳炎 (※1)	4 1期 2回 追加 1回 2期 1回	3歳から4歳に達するまでの 期間 4歳(初回接種終了後 おおむね1年後) 9歳	生後6か月～90か月の 前日まで 9歳以上13歳未満	6日以上の間隔をおいて 初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
子宮頸がん	3 2価 3回 4価 3回 9価 ア) 2回 イ) 3回	2価 12歳～16歳の前日 4価 12歳～16歳の前日 9価 12歳～16歳の前日	12歳となる日の属する 年度の初日から16歳と なる日の属する年度の末 日までの間	2価…1か月の2回接種後、1回目の接種か ら6か月の間隔をおいて3回目を接 種 4価…1か月の間隔をおいて2回接種後、1 回目の接種から6か月の間隔をおい て3回目を接種 9価…ア) 6か月の間隔をおいて2回 イ) 2か月の間隔をおいて2回 初回接種から6か月の間隔で1回

(※1) 平成7年度から18年度に生まれた方は、日本脳炎予防接種が不十分になっています。詳細につきましては、保健センターまでお問い合わせください。

村内の教育施設

問 教育委員会 ☎85-3115

教育施設	住 所	問合せ先
のざわこども園	豊郷9846-5	☎85-2505
野沢温泉小学校	豊郷4314	☎85-2142
野沢温泉中学校	豊郷10144	☎85-2141

子育て支援施設	住 所	問合せ先
児童館(ぶなの子)	豊郷4338	☎85-3001

社会体育施設	住 所	問合せ先
オリンピックスポーツパーク (芝グラウンド、ローラースキーコース、トレーニングマ シーンルーム、ゴルフ練習場)	豊郷5720-1	☎85-4868
南原グラウンド	豊郷字南原	☎85-4868
南原テニスコート	豊郷字南原	☎85-4868
野沢温泉体育館	豊郷9167	☎85-2618

社会教育施設	住 所	問合せ先
野沢温泉村公民館	豊郷9167	☎85-2618
高野辰之記念おぼろ月夜の館(斑山文庫)	豊郷9549-6	☎85-3839
日本スキー博物館	豊郷8270	☎85-3418
野沢温泉陶磁器ギャラリー	豊郷8854	☎67-0800



子育て・教育



野沢温泉村
フォトギャラリー





生活・環境

ごみの分け方・出し方

収集日の朝7時30分から8時30分までに、決められたステーションへ出してください。
決められた出し方をしないと、収集できない場合や、付近に迷惑がかかります。

もえるごみ

もえるごみ指定袋に入れ、名前を書き、指定日に出してください。

台所ごみ

野菜くず、残飯など
十分に水切り
してください。



布類

衣類など
カーテンなど長い
ものは裁断する。



紙類(古紙で出せない紙)

ちり紙、紙おむつ、写真、レシート、洗剤箱
紙おむつの汚物は取り除く



食用廃油

少量の場合、紙や布に染み込ませるか凝固剤で固める。

※多量の食用廃油は、体育館入口、右側の廃油回収容器に投入してください。(容器は持ち帰る。)



革製品

金具は取り外す



プラスチック類

マークのないものや汚れのあるもの
少しでも金属が使われているものは燃えないごみ



もえないごみ

もえないごみ指定袋に入れ、名前を書き、指定日に出してください。
空き缶類(鉄・アルミ)と「その他燃えないごみ」に分けてください。

金属類(ジュース・ビール・菓子缶類は資源ごみとして分別して下さい)

スプレー缶、アルミホイール、菓子缶、やかん、なべ
スプレー缶は使い切り、穴を開けてください。



カセットテープ、
CD、ビデオテープ



ガラス類

コップ、化粧品、薬剤のびん
など
割れた、コップ・ガラス・鏡な
どは危険物へ



陶器類

食器、花瓶など
割れた物は
危険物へ



小型電化製品

トースター、ドライヤーなど
家電リサイクル対象品を除く
(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、
エアコン、洗濯機、乾燥機)



剪定枝

60cmぐらい
に切り30cm
以下の束にし
て記名する



大きなもえるごみ

プラスチックの漬物桶、雪かきそり、ポリタンク等
直接名前を書いて出
す。



プラスチック製容器包装

燃えないごみ指定袋に入れ、㊟と書き、指定日に出す。

ボトル類

洗剤、シャンプー、
化粧水、たれ、乳酸
菌飲料、目薬など
のボトル



チューブ類

からし、
マヨネーズの
チューブ



このマークが目印です。汚れがついて
いるものはすすぐか拭き取る
使い捨てライターや注射器などの危
険物、点滴のパックは混ぜない。

ふた類

ペットボ
トルなど
のふた



パック、カップ類

卵、豆腐、カップめん
コンビニ弁当などの
容器



袋類

レジ袋、食料品、衣
料品などの袋



トレイ類

惣菜、生鮮食品、菓子などの
トレイ、白色トレイ



フィルム類

生鮮食品のラップ、ペット
ボトルのラベルカップめん
の透明
フィルムなど



緩衝材類

緩衝材(プチプ
チ)など、発泡ス
チロール(色つ
き)



発泡スチロール

ひもで縛って名
前を書く



広告

国際コンクール
ダイヤモンド賞受賞

野沢農産
Rice farmer
in Nozawaonsen-village

農事組合法人 野沢農産生産組合

米、切餅販売・集荷・農作業受託・水田借受・ライスセンター・育苗センター

営業時間: 8時半~12時・13時~17時(土日・祝日・年末年始を除く)

☎ nozawan@janis.or.jp FAX 0269-85-3464

野沢温泉村大字豊郷3166 ☎ 0120-320-111

電気・防災設備工事・電化製品販売

電気工事の
(有)ながや電気

不用になった家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍)庫・洗濯機)
家電リサイクル協力店

野沢温泉村前坂8157-3

TEL 0269-85-2343 FAX 0269-85-4066

紙・古紙類



紙・古紙類は資源ごみ。収集した紙類は、売却して村の収入になります。(汚れているのは燃えるごみで出す。)

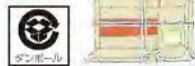
紙パック

牛乳パックなどの内側が白色のものすすいで開く



段ボール

折りたたみ、ひもで十文字にしぼる



新聞紙

新聞紙はまとめて、ひもで十文字にしぼる



雑誌類

雑誌、漫画、カタログなど



その他雑紙

百貨店の紙袋や包装紙など



菓子・レトルト食品ティッシュなどの紙箱卵の紙トレイ



薬などの紙箱や紙袋



小さな紙切れは紙袋が封筒に入れて、口を折りたたみ、新聞折り込み、コピー紙、その他雑紙なども一緒に十文字に、ひもで縛って出してください。



燃えるごみへ

マークが表示されている紙でも特殊加工(コーティングやロウなど)された紙は燃えるごみとして出してください。

カップ・ふた類

カップめん、ヨーグルト、アイスクリームなどのカップやふたなど



加工紙

ビニール、ろう、銀紙カーボン紙など加工がされた紙類



パック類

ジュース、酒類などの内側がアルミなどでコーティングされたパック



ペットボトル

燃えないごみ指定袋か、ステーションのネットに入れる。



このマークが目印

ふたはプラスチック製容器包装、ラベルは材質に応じ、プラスチック製容器包装か、紙製容器包装です。

飲料・しょうゆ・酒類のボトル



中の異物を取り除き、水洗いして乾かす。



ガラスびん類

種類ごとに燃えないごみ袋へ

ビール瓶 一升瓶(茶色のみ)は販売店へ

茶色



透明



その他



より詳しい情報や、ごみ収集カレンダーはこちらから確認できます。(英語版もあります【There is also an English version】)



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



Google Play



App Store



▲パソコン回収について



生活・環境



野沢温泉村
フォトギャラリー



水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。



水道の利用開始と中止

引っ越しが決まったら…

転入、村内転居の場合

水道の利用
を
開始

開始（開栓）届の提出

【必要なもの】
開栓手数料1,000円
（開栓には立会が必要となります）

村外への転出、転居の場合

水道の利用
を
中止

中止（閉栓）届の提出



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは建設水道課に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



- ①お客様番号
（「請求書」「ご使用水道料のお知らせ（検針票）」に記載されています。）
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
（最後に使用する日）
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
（口座振替、納入通知書）

退出時までの料金を、計算して支払います。

⚠ 届出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 届出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

➡ 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針は、4・5・7・9・11月に実施。
- 水道料金を指定納期限内にお支払いいただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

- 料金は見積もり水量を基礎に6月から翌3月までの10回に分け支払いをお願いしています。また、4月から半年ごとに10月調整、翌5月調整で精算しています。

- 1 野沢温泉村役場
会計窓口
- 2 取扱金融機関
ながの農協・八十二銀行

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

建設水道課窓口にてお申し込みください。

必要なもの：領収書、通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口を全て閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



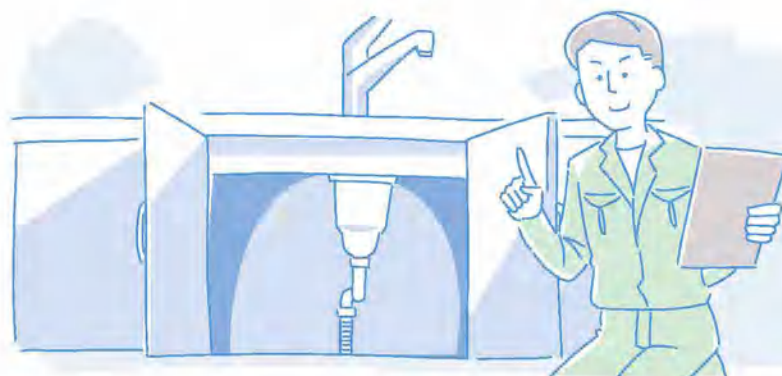
パイロット
メーター表示部

➡ すぐに野沢温泉村指定の水道業者へ修理を依頼してください。

水道管の破損や漏水を発見したら、指定工事店にご連絡ください。



指定工事店一覧



きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない方は、早めに接続工事をお願いします。

➡ 下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、水道使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは、上水道と同様をお願いします。

➡ こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には印鑑を準備して、届出の手続きをしてください。

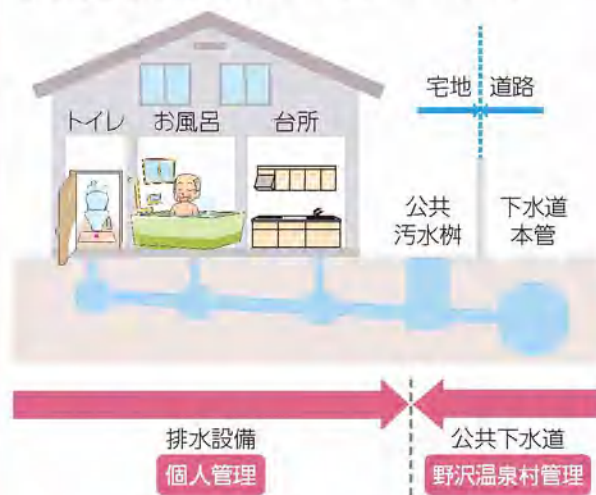
- 転入、転出をされるとき
(上水道の手続きをされた場合は必要ありません)
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

➡ 雑排層の汲み取りについて

野沢温泉終末処理場は回転円板という方法で汚水を処理し放流しています。この方法は油分が混入すると汚水処理の支障となるため、施設を新築する場合は雑排水槽を設置いただくと共に、年2回(春・秋)行っている汲み取りの確認をしていただき、適切な管理をお願いします。

下水道の利用開始と中止

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された桧や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)

指定工事店にご連絡ください。



野沢温泉村
フォトギャラリー



生活・環境



相談・自治会

各種相談

相談の種類別	内容	窓口
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	総務課 ☎85-3111
行政相談	行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。村の行政に対する要望なども受け付けています。	民生課 ☎85-3112
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	
高齢者総合相談	高齢者が、生活していく上で困ったことなどがあったときの相談に応じます。	
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	
法律相談	長野県弁護士会所属弁護士が対応し、年3回開催します。	社会福祉協議会 ☎85-4347
心配ごと相談	生活上のいろいろな悩みや相談ごとに対して相談員が回答します。	

あなたも自治会へ

☎ 総務課 ☎85-3111

一日も早く地域に親しんでいただき、村政や地域の情報を確実に入手していただくため、自治会に加入することをお勧めします。

自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

村が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるため、盆踊りや運動会などのコミュニティ事業を開催します。



野沢温泉村 フォトギャラリー



編集後記

「野沢温泉村 暮らしの便利帳」は、野沢温泉村にお住まいの皆さんへ、村の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として野沢温泉村と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「野沢温泉村 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、野沢温泉村の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「野沢温泉村 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

野沢温泉村 暮らしの便利帳

令和6年4月1日発行

発行

野沢温泉村／株式会社サイネックス

野沢温泉村HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 長野支店
〒380-0823 長野県長野市南千歳2-12-1
TEL.026-267-7133

※掲載している広告は、令和6年2月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

終活・生前整理

Organizing before death

片付け
不用品回収

Unwanted items collection

家屋・店舗の
解体・土木工事

Building demolition

様々なお悩みに幅広く対応

Responds to a wide range of problems

■ 産業廃棄物収集運搬業 長野県 許可番号 2017005389号

■ とび・土工工事業 知事（般-4）許可番号 第23450号

■ 一般廃棄物収集運搬業 野沢温泉村指令4民第1号

■ 古物商 第481031200005号

■ 金属くず商 第481031280003号



株式会社 長野環境保全センター

Nagano Environmental Conservation Center Co., Ltd.

Telephone inquiries

お電話でのお問い合わせ

☎ **0269-24-7331**

受付: 8:00~17:00（日祝は除く）

休日連絡先 090-3142-4409

【受付時間】 Reception time

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:00~12:00	○	○	○	○	○	○	休
13:00~16:00	○	○	○	○	○	○	休

お見積り・ご相談・出張も全て無料ですので、お気軽にお問い合わせください

本社 〒383-0054 中野市大字立ヶ花855

長野営業所 〒381-0007 長野市大字金箱782-2

<https://gomi-nagano.com>

